

ベトナムにおける優良な建設人材  
育成への日越の協力に係る覚書

日本側：ベトナム建設人材育成推進協議会

ベトナム側：ベトナム建設技能及び技術向上協会

## ベトナムにおける優良な建設人材育成への日越の協力に係る覚書

ベトナム建設人材育成推進協議会(以下「日本側協議会」という。)及びベトナム建設技能及び技術向上協会(以下「ベトナム側協議会」という。)は、ベトナムにおける建設人材の育成方策に係る今後の進め方等について合意に達したので、その内容を本覚書で確認する。

### 第1条 定義

本覚書において「人材育成プロジェクト」とは、日本側協議会とベトナム側協議会が協力して実施する、発展著しいベトナムにおける今後のインフラ整備の中核となる優良な建設人材の育成を行うための取組をいう。

### 第2条 人材育成プロジェクトの目的

人材育成プロジェクトに係る目的は以下のとおりである。

- 日本式の効率的な施工方法を理解した、建設現場のリーダークラスとなり得るベトナム人建設人材を育成することを通じ、ベトナム国の建設業の発展に寄与すること。
- 育成した建設人材を活用することにより、両国の協議会に加盟するベトナム及び日本の建設企業の競争力の強化を図ること。

### 第3条 人材育成プロジェクトの検討方針

- (1) 日本側協議会は、第2条に掲げる目的を達成するため、日本における外国人技能実習、外国人技能実習に先立つてベトナム現地で行われる研修(以下「事前研修」という。)及びその他の適切な方策を通じた人材育成プロジェクトの支援を検討するものとする。
- (2) ベトナム側協議会は、人材育成プロジェクトにより育成された建設人材に係るベトナム現地での活用を促進するため、以下に例示する項目を含め、具体的な方策の実施を検討するものとする。
  - ベトナム国内における事前研修の周知、研修生の募集、職業訓練施設の提供等、事前研修の推進に係る方策
  - 育成した建設人材に係る情報の適正な保有(5年間)及び日本側協議会との共有に係る方策
  - 育成した建設人材の日本側協議会の加盟企業への優先的あつせんに係る方策
  - 育成した建設人材の技能ランク(グレード)を勘案した適切な処遇に係る方策

### 第4条 今後の進め方

- (1) 日本側協議会及びベトナム側協議会は、以下のとおり連絡窓口をそれぞれ設置し、

連絡を密に取りあうものとする。

日本側協議会： 一般社団法人海外建設協会 副会長兼専務理事  
ベトナム側協議会： 公共施設開発建設株式会社( LICOGI ) 社長  
また、必要に応じて合同会議を開催するものとする。

( 2 ) 日本側協議会及びベトナム側協議会は、それぞれ第3条に掲げる事項のうち、直ちに実施可能な事項、及び検討の結果実施可能となつた事項については速やかに実施するものとする。

第5条 その他

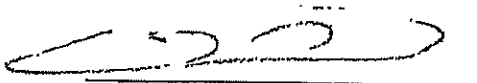
本覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、日本側協議会及びベトナム側協議会両者で協議して決定する。

本覚書は、日本語、ベトナム語及び英語により各々2通作成するものとし、各々が1通所有する。全ての原本が同一の効力を有する。解釈の相違が生じた場合は、英語の原本を参照するものとする。

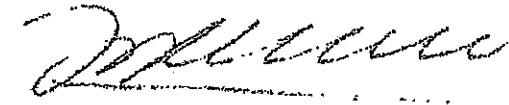
2013年3月7日

ベトナム建設人材育成推進協議会

ベトナム建設技能及び技術向上協会



会長 尾形 悟

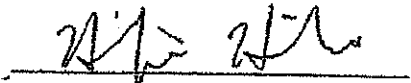


代表 Vu Tien Giao

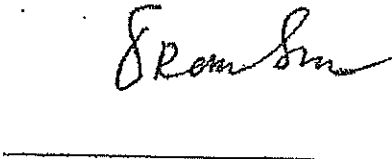
立会人

日本国国土交通省( MLIT )

ベトナム建設省( MOC )

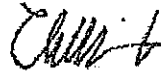


建設流通政策審議官 日原 洋文



副大臣 Tran Van Son

ベトナム交通運輸省 ( MOT )



---

イノベーション及び企業管理局長  
Nguyen Chien Thang